

人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関する指針

縁・在宅クリニック

ver.1 2022 年 6 月

1. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明が行われ、それに基づき医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分に話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで人生の最終段階における医療・ケアを進めることが原則である。

本人の意思は変化しうるものであるため、本人が自らの意思をその都度提示し伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ本人との話し合いが行われることが重要である。

本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できるものも含めて本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として予め定めておくことも重要である。

- ② 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケアについて、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって医学的妥当性をもって判断すべきである。
- ③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。

2. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定プロセス

- ① 本人の意思が確認できる場合

方針の決定は本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明がなされることが必要である。

そのうえで本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

本人の意思は変化しうるものであるため、医療・ケアチームによって適切な情報提供と説明がなされ本人が自らの意思をその都度示し伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際本人が自らの意思を伝えられない可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。

また、このプロセスで話し合った内容はその都度文書にまとめておくものとする。

- ② 本人の意思が確認できない場合

家族等が本人の意思を推定できる場合はその推定意思を尊重し本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

家族等が本人の意思を推定できない場合は本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。この場合もこのプロセスを繰り返し行う。

家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとって最善の方針をとることを基本とする。

また、このプロセスにおいて話し合った内容はその都度文書にまとめておくものとする。

③ 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記①②のケースで意見がまとまらない場合等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。

文責：院長 岩谷健志